

令和6年10月4日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、仙台高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、令和6年9月2日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

令和6年3月及び4月の仙台高裁第2民事部の開廷表（小林久起裁判官が出席しているものに限る。）

##### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和6年8月28日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）をした。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 原判断庁は、1の開示の申出について、同申出のとおりの文書を対象文書として探索を行ったが、申出時点で該当する文書を保有しておらず、廃棄済みであることを理由に不開示とした。

(2) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出受付日である令和6年4月30日時点で対象文書が本当に廃棄済みであったかどうか不明である旨主張する。

(3) しかし、原判断庁が司法行政文書として保有する対象文書として、法廷前に掲示する開廷表及び庁舎ロビーにおいて閲覧に供する開廷表が考えられるところ、いずれも一日の全期日終了後、適宜廃棄している。また、開示申出受付日

当において、本件開示申出に係る裁判官の担当する法廷はなかった。そうすると、少なくとも本件開示申出受付日の開廷表に対象文書が含まれるとは考えられず、同日より前に対象文書を作成又は取得していたとしても、本件開示申出時点において廃棄済みであることに、不合理な点はない。

したがって、本件開示申出に係る全期間を通じて、作成又は取得した対象文書はあるが、本件開示申出時点において廃棄済みであるという原判断の説明は、不合理であるとはいえない。

(4) よって、原判断は相当である。